○農林水産省告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字嘗行四七二七の二、四七二七の三、四七二九の二、四七八一の二から四七八一の四まで、四七八六の二、四七八八、四七八九の二、四八〇一の二、四八〇一の四から四八〇一の六まで、四八〇一の二、四八〇二の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第三百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道21号改築工事（坂祝バイパス・岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ三地内から同町勝山字見城寺地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川及び字清水、黒岩字東野、字宮前、字中内及び字前山、深萱字梅替、取組字見城地並びに勝山字見城寺地内

２　使用の部分　岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川及び字清水、黒岩字東野、字宮前、字中内及び字前山、深萱字梅替、取組字見城地並びに勝山字見城寺地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川地内から同町勝山字見城寺地内までの延長2.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道21号改築工事（坂祝バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道21号（以下「本路線」という。）は、瑞浪市を起点とし、可児市、岐阜市等を経由して、米原市に至る延長約120㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、坂祝町の中心部を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、慢性的な交通混雑が発生している。また、現道沿いを流れる木曽川の洪水時には、現道に設置されている陸閘が閉鎖され、全面通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、加茂郡坂祝町取組638番地で17,984台／日であり、混雑度は1.48となっている。

本件事業の完成により、本件区間が既に供用済みである坂祝バイパスの他の区間等と一体となって現道の機能を補完・代替することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、メダカ、エゾスジヨトウ及びカタハガイ等が確認されている。オオタカ、サシバ、サンショウクイ、エゾスジヨトウ及びカタハガイについては、周辺に同様の環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。メダカについては、起業者は、代替水路の設置等を行い、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているシデコブシ及びチャイロカワモズク等が確認されている。キンラン及びシデコブシについては、生育環境が改変区域から離れていることから影響は小さいとされている。チャイロカワモズクについては、起業者は、沈砂池等の設置を行い、生育環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。なお、起業者は、工事による改変箇所で希少種の生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、岐阜県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和62年１月30日に都市計画決定され、平成23年３月25日に変更決定された都市計画と、道路幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、坂祝町長を会長とする国道21号坂祝バイパス建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県加茂郡坂祝町役場